

12名の認定森林施業プランナーが誕生しました

「森林施業プランナー」は、認定要件を満たした者のみ認定を受け、森林所有者様に代わって森林を調査し、最適な施業プランを作ってお提案致します。全国的に提案型集約化施業（活性化プロジェクト）が推進・普及してきたことから、平成24年1月に森林施業プランナー協会が設立され、この認定制度が始まりました。

活性化センターも12名の職員が森林施業プランナーとして認定され、単独組合としては全国で一番多い認定者数となりました。

今後も、活性化プロジェクトの内容を改善しつつ久万高原町の森林整備の拡大を目指して参ります。



森林施業プランナー

木材利用ポイント事業が始まりました!!

木材利用ポイント事業とは？

木材利用ポイント制度は、地域材の適切な利用により森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止および循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に資することを目的としています。

地域材を活用した木造住宅の新築等、内装・外装の木質化工事、木材製品等の購入の際に木材利用ポイントを付与し、地域の農村水産品等と交換できる制度です。

その木、 どこの木？

木材利用ポイント実施中

木材利用ポイントの付与対象

地域材を基準以上使用すること等の条件を満たすものを対象とし、木材利用ポイント事務局に登録された事業者が工事し又は製造する以下のものです。各ポイント付与対象工事の内容、規模に応じて、木材利用ポイントを付与します。（1ポイント1円相当）

1. 木材住宅の新築・増築または購入

1棟あたり**30万ポイント**

（対象工法によるものであり、主要構造材及び間柱において、対象地域材を材積の過半数に相当する量以上を使用するもの）

主要構造材：柱、梁、桁、土台

対象工法：木造軸組工法、丸太組工法、枠組壁工法

平成25年
4月1日～平成
26年3月31日に
着手したもの

2. 住宅の床、内壁及び外壁の木質化工事

内装及び外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は**30万ポイント**

対象地域材が過半数を占める建築材料を使用する一定面積以上の工事

（床及び内壁：9㎡以上、外壁：10㎡以上）

平成25年7月1日～
平成26年3月31日に
購入されたもの

3. 木材製品、木質ペレットストーブ等の購入

1製品あたりのポイント付与数の上限は**10万ポイント**

木材利用ポイントの交換対象は

- 地域の農村水産品等
- 森林づくり・木づかい活動に対する寄附
- 商品券
- ★全国商品券・プリペイドカード（農村水産品関連商品券を除き、森林づくり・木づかい活動に対する付与を行うものに限る）
- ★地域商品券

- 農山漁村地域における体験型旅行
- 特定被災地域に対する寄附
- 即時交換（木材利用ポイントの発行対象となる工事により取得したポイントを、当該工事を行った登録事業者が、当該工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事等の代金に充当すること）

注：全国商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券は除く）への交換、即時交換を行う場合、付与されたポイントの50%を上限に利用することができます。